

令和6年11月22日

第3回運営委員会 報告

十三小保教の会

向寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

11月9日(土)に第3回運営委員会を開催しましたので、下記のとおり御報告いたします。

日時: 令和6年11月9日(土)10:00～

場所: ランチルーム

(委員総数35名、出席委員数30名)

※全委員2/3以上の出席がありましたので、第3回運営委員会は成立いたしました。

【1】あいさつ

◆令和6年度 運営連絡委員代表

お忙しいところ第3回運営委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。前回から夏休みをはさみ、次年度の運営連絡委員も決まり、ほっとしています。

さて、この期間、繰越金の使途の検討、個人情報取扱規則に関する専門家の御意見を伺う等、いくつか前に進めてきました。年4回の運営委員会も、早いもので折り返し地点をすぎました。前年度以来、ペーパーレスも徹底しており、運営委員会の記録はウェブサイトに掲載されていますので、そちらも御参照ください。

本日もグループ活動の時間に、学級・学年活動についても話し合う時間を取りたいと思いますので、皆様、よろしくお願いいたします。

◆校長先生

今年度3回目の運営委員会ということで、よろしくお願いいたします。

2学期も中盤を過ぎました。現在学校では、展覧会の準備にあわただしい毎日です。今年の展覧会では、すべての学級で展覧会にどのようにかかわっていかうかというプランを一人一人が立てて取り組む「事前指導」に取り組んでいます。また5・6年生では職業能力開発総合大学の御協力で、電飾を使った共同制作を行いました。小学校で電飾を使った作品は珍しいと思います。また4年生では小平特別支援学校の児童との共同制作をと、外部との連携も進めているところです。一昨日、4年生が小平特別支援学校の4～6年生児童との共同制作を行いました。短い時間でしたが、一緒に一つのことに取り組むという姿から、双方の交流が進んでいることがよくわかり、とても良い会となりました。展覧会当日はぜひ、全学年児童の作品～力作をご覧いただき、温かい励ましの言葉をかけていただければと思います。

また、学校経営協議会の運営により、今年度からスタートした「親カフェ」も継続して行っています。こどもたちへの接し方、日ごろ抱えている悩みなどを気軽に話せるカフェとして、次回は展覧会当日 11月16日(土)の午前中に行う予定です。今年度からの新たな取組について、この場でも御案内させていただきます。

今後とも、御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

◆青少対会長

日頃より青少対活動への御理解と御協力ありがとうございます。

保護者の皆様、学校の先生方に御協力いただき今年度も「十三小青少対まつり」を開催することができました。当日は、曇りがちでしたが雨が降ることもなく芝生の校庭でのびのびと楽しむ子どもたちの姿を見ることができました。保教の会の皆様にはジュース販売で協力していただきありがとうございました。また、来年度も開催できるように準備をしていきたいと思います。

十三小青少対は保護者の皆様の協力で活動しております。これまでの活動を見直しながら、新たな活動への取り組みを学校・保護者の皆様と一緒ににつくっていきたいと思っております。お忙しいとは思いますが、今後とも青少対活動への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

◆学校支援コーディネーター世話人

立冬を迎え急な寒さに上着を重ねる季節になりました。木枯らし一番が吹いた一昨日の朝、学校正門前で立ち番をしていましたが、登校してくる児童はとても寒そうでしたが、元気な挨拶が返ってきました。寒さも厳しくなりますが、元気に冬を乗り切ってほしいなと思いました。

ボランティア活動の様子をお知らせしたいと思います。学習ボランティアは算数の時間に児童に寄り添いながら学習を見守っています。図書ボランティアでは、本の修理、図書室の装飾等、今は読書週間で、葉の作成をしています。児童が描いたイラストを台紙に貼り、パウチをします。この機会に子どもたちと本の話題にふれてみられるのはいかがでしょうか。芝生サポーターは、週2回の芝刈り(先生方は週1回)、保護者の方と共に芝刈り作業を行います。今年は猛暑、ゲリラ雷雨等で、活動も大変でしたが、皆さんの協力により、とても良い状態で芝生の運動会が開催できました。御協力ありがとうございます。グリーンボランティアは玄関前の花壇を環境美化委員会の児童と水やりをしながら整備しています。11日(月)はふれあいタイムの時間に児童と花植えを行います。お手伝い出来る方はお願いします。

子どもたちが過ごしている学校環境がより良くなりますように私たち大人ができることは活動していきたいと思います。今後どうぞよろしくお願いいたします。

【2】選管より報告

7～9月 声掛けにて欠員候補者を募る

候補者が出なかった際のくじ引き案内、互選会等について検討する

9月10日 代表の立候補が出なかったので、互選会のために、副校長先生、運営連絡委員(3名)、選管(3名)で候補者選出

9月26日 授業公開日の午後4時に立候補者6名と運営連絡委員(3名)、選管(4名)、9月10日選出の候補者と立候補者6名でランチルームに集まり、話し合い。立候補者6名のうち、書記に立候補していた方が代表に立候補。書記の役職を再度立候補募ったところ、9月10日選出の候補者から1名立候補あり。令和7年度運営連絡委員全員決定。

10月14日 「委員選出の御報告」作成

10月15日 令和7年度運営連絡委員候補者選出を全保護者に報告

11月9日 第3回運営委員会にて令和7年度運営連絡委員全員決定の報告

【3】グループ活動の報告

立ち番・みまもり隊グループ

<第1期>

あまいけのT字路が危険箇所として警察より指摘があったため、学校のほうから立ち番を配置してはどうか、という話がありました。

募集に関しては、北門に給食の車が入る関係で2人配置していますが、正門のみの希望者が多く、北門が不足しておりますので、第2期の方にはそちらを引き継ぎました。

<第2期>

10月に第2期の募集の手紙を配布しました。その後、集計したところ、北門2人体制のところ、1人、または、1人もいない結果となり、運営連絡委員に相談し、再度立ち番の募集と、未提出の方に提出していただけるよう、メール配信を行いました。その後、改めて集計し、北門1人の日もありますが、全日程振り分けることができました。

一斉下校・自転車整理グループ

10月12日 運動会当日の自転車整理とお便り1枚発行

グループ8名で分担して自転車整理と案内を行った。

30分交代で各時間一人を配置。受付開始直後のみ、数名で行ったが特に混み合うことはなかった。

中庭のみの駐輪スペースで対応できた。

パトロール中プレート・学区内危険箇所グループ

8月9日 小杉先生と市役所・警察署の方々と危険箇所(あまいけ前・小川西グラウンド近辺)のパトロールを実施

<あまいけ前>

看板設置・道路標示(路面上の「止まれ」の再塗装)の提案・依頼

校門北口の立ち番の場所の追加を依頼・提案

<小川西グラウンド近辺>

交通量が多く車両の速度も速く危険で、ダンプカーも停車しているのを見かけるため、見かけた際は

小平警察へ直接電話をいただければ、とのことでした。

※第4回運営委員会で活動報告書を提出する際、改善した点や活動をする中で出てきた問題点などの御意見を総括欄に記載するよう説明がありました。次年度以降の取り組みに反映していきます。

【4】学級・学年活動の報告

・5年生:保護者会の日程に合わせて出前授業を調整中

その他の学年からの活動報告はなし。

※第4回運営委員会で活動報告書を提出する際、進級お祝い品の準備や担任の先生との打ち合わせなどについて詳しく記載するよう説明がありました。

【5】会計よりお知らせ

学級活動費の精算、通信費について会計より説明を行いました。

＜学級活動費の精算について＞

前回の第2回運営委員会で10,000円の学級活動費をお渡しさせて頂きました。次回、3月の第4回運営委員会でこの学級活動費について、精算を行いますので、このことについて御連絡します。

精算方法ですが、前回、学級活動費と一緒に、精算表の紙をお渡ししました。次回の運営委員会では、この精算表の提出と余った現金があれば、返金していただくことになります。もし精算表の紙を紛失してしまった、または、紙が足りない等ありましたら、運営委員会終了後、会計までお声掛けください。

精算表についてですが、こちらには支払日、支払い内容、支払金額等必要事項を記入していただき、支払いを証明する領収書(またはレシート)を裏面に貼ってください。どうしても領収書が出ないものは出金伝票に記入していただきますので会計までお問い合わせください。なお、領収書の宛名は、「小平十三小保教の会」としてください。PTAの名称は使わないようお願いいたします。

最後に、再度、学級活動費の使い方について改めてお伝えします。まず、学級活動費は、担任の先生やボランティアさんへのお礼としては、使用しないでください。保護者会後の茶話会でのお茶菓子代や、学年末に進級祝いや記念品として、全員に配る物品代として使うことはできます。

＜通信費について＞

例年、保教の会の運営予算に、各学級委員に対し、500円の通信費を予算計上しております。この通信費を、第4回運営委員会で学級委員、選挙管理委員、運営連絡委員全員にお支払いします。そのため、第4回では、受領のための印鑑をお持ちいただくようお願いいたします。欠席される場合は、代理人等をたてていただくようお願いいたします。

【6】その他

＜学校への寄贈(テント購入)について＞

2023年度保教の会では予備費についてシンセサイザー2件を学校に寄贈しました。引き続き、保教の会の適正な財務運営の観点から、定期総会での御意見も踏まえ、予備費の用途を検討してきましたが、先日の運動会において、テントが不足していることに気付きました。すでに学校では本年度26張を新調し、運動会などにおける児童の暑さ対策、天候対策として活用しています。しかしなお、係活動用、受付用、優先席用、新年度以降のクラス数増に応じたテントが不足しています。こどもたちの安全・安心に関わる物品の購入により、予備費を使用することを提案いたします。

なお、予備費は総会資料にありましたように、563,542円あり、保教の会のような組織は収支ゼロが望ましいとされており、定期総会(書面決議)においても、二中においてテントを購入したといった御意見、御助言をいただいています。本件は来年度予算案に計上する方向で、それにより会員の皆様の承認を得る手順を考えています。規約第7条において、運営委員会は「総会に次ぐ議決、執行機関」とであるとされており、本日決を取らせていただき、次年度の予算書作成につなげたいと考えております。

挙手にて議決を取り、過半数の賛成により承認されました。

<個人情報保護関連>

前回第2回運営委員会において本件の原案を二中の個人情報取扱規則等を参考に提案させていただきました。特に御意見をいただくことはありませんでしたが、本件は重要な事案でもありますので、法律相談等も受けていました。

このたび校長先生がスクールロイヤーに御相談くださり、いくつかコメントをいただきました。修正した箇所は太字になっています。いくつか申しますと、個人情報取扱規則について第8条は文言の調整ですが、第10条では管理者又は取扱者とあったところを第3条に定める管理者に限定しています。第11条も文言の調整、第18条は緊急対応に備え、総会ではなく、運営委員会(総会に次ぐ議決執行機関)で改正できる文言となっています。

こちらは本日も決をとらず、御意見等をいただきたいと思います。私どもとしては、このたびのスクールロイヤーの御指摘・御助言を反映させたもので、およそ完成と考えていますが、このたびの御指摘をふまえると、規約10条第3項に業務委託契約などを学校と保教の会との間で結ぶという文面が加わっています。そのため、これで終わらず、次回以降に業務委託契約関連も準備していくつもりです。

<北門立ち番の一部変更について>

8月に学区内危険箇所グループの方々に実施して頂いた危険箇所パトロールにおいて、あまいけ駐車場側T字路付近の危険性を御指摘頂きました。現在、正門に1名、北門に2名、立ち番を配置しておりますが、北門2名のうち1名を、当該箇所に配置することを検討しております。この件に関して運営連絡委員でも協議を進めておりますが、皆様にも御意見を伺いたいと思います。なお、年末にはミラー設置予定とのことです。

運営委員会で出た御意見

- ・コープ横断歩道のボランティアさん(1名)に当該箇所に立っていただく。
- ・正門、北門、あまいけの3箇所で募集を行う。
- ・3期目でアンケートを取って意見を募る。
- ・必要があれば、募集の学年枠を増やす。
- ・北門は2人→1人が現実的。業者さんにも注意してもらう。

今回出た意見を参考に、第3期の立ち番グループの方々と相談しながら進めることとなりました。

【7】グループ・学年活動

各グループ別の打ち合わせ、学級・学年活動の打ち合わせ

⇒終わり次第、解散となりました。

第4回運営委員会

日時：令和7年3月1日(土) 10:00～

場所：ランチルーム

※全委員2/3以上の出席がないと、運営委員会は
成立しません。学級委員の方は必ず御出席ください。

令和6年11月9日

会員各位

十三小保教の会
代表

テントの寄贈について

2023年度、保教の会では予備費によりシンセサイザー2件を学校に寄贈しました。

引き続き、保教の会の適正な財務運営の観点から、定期大会での御意見も踏まえ、予備費の使途を検討してきましたが、先日の運動会において、テントが不足していることに気付きました。すでに学校では本年度26張を新調し、運動会などにおける児童の暑さ対策、天候対策として活用しています。しかしなお、係活動用、受付用、優先席用、新年度以降のクラス数増に応じたテントが不足しています。こどもたちの安全・安心にかかわる物品の購入により、予備費を使用することを提案いたします。

記

1. フィールドアルミタープ3×3m 10張

※別添の参考資料「商品仕様」参照

以上



FIELDOR(フィールドア)のストアを表示
FIELDOR 組立て簡単!!
【2.5×2.5m】
【3.0×3.0m】
【3.0×2.0m】 ワンタッチタープテント【強化版】 G03 屋根柱が8本に増強 別売りオプションパーツが豊富 高耐水加工 シルバーコーティング UVカットコーティング

4.2

555個の評価

Amazon おすすめ

13,500 税込

材質 フレーム：スチール 生地：ポリエステル
色 3.0×2.0m(強化版)/ブルー
商品の重量 14 キログラム
商品の推奨用途 アウトドア

■■■■■FIELDORタープテント 用オプション販売中！グッズアベニュー店舗内検索で「タープテントオプション」で検索！■■■■■

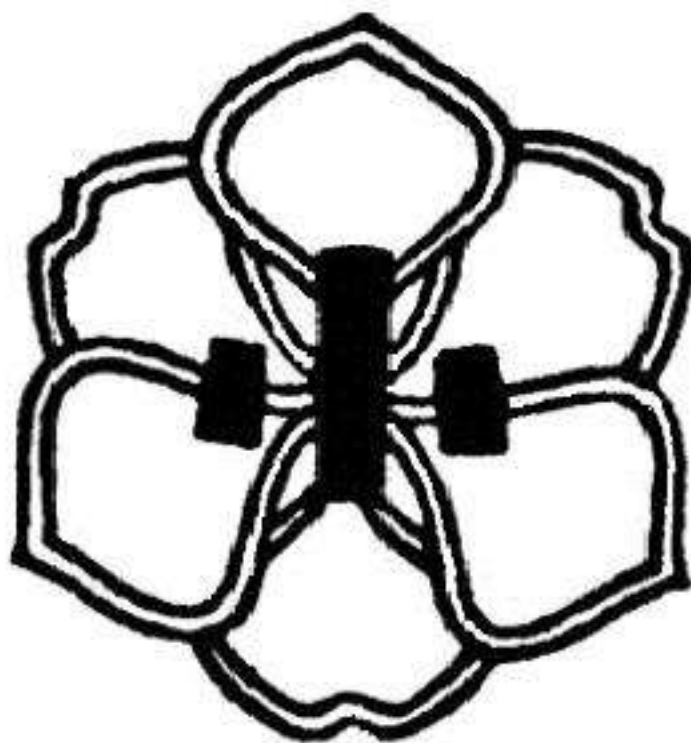
【屋根柱4本から8本に進化した強化版登場！】 FIELDORを代表するタープテントシリーズに、強化版フレーム版が登場！強化版の違いは、通常版は屋根柱4本に対して、強化版は倍の屋根柱8本。サイドのフレームが固定されることで、よりハードな環境に対応しました。 【3.0m×2.0mの長方形タイプ】 サイズは3.0m×2.0mでキャンプやイベントの区画、またはお庭の形に合わせられる長方形型です。

【風抜きのベンチレーションを装備！】 タープテントは抜群の日よけ効果があり、快適な日陰を作ることができます。トップカバー上部には、風抜きのベンチレーションを装備。テント内側にたまる空気が通り抜け、風によるタープテントが倒れる事故にも効果的。アウトドアに留まらず、スポーツ大会やイベント等にもピッタリなアイテムです。 【優れたUVカット&高耐水加工】 生地には高耐水加工が施されており、耐水圧はなんと2,000mm以上！さらに、縫い目からの雨漏れを防ぐシーム加工が施されています。そして、生地の内面には紫外線から守るシルバーコーティングも施されています。アウトドア・レジャーなど屋外で使用するには申し分ない仕様です。

【商品詳細】 サイズ： 組立時：(約)3.0m×2.0m×1.57m / 2.29m / 2.37m 収納時：(約)22cm×22cm×114cm 重量：(約)14kg 材質： フレーム：スチール 生地：ポリエステル 耐水圧： 2,000mm以上 付属品： ・ロープ ・ペグ ・収納バッグ ・取扱説明書

[こんな商品をお探しの方に] アウトドア アウトドア用品 キャンプ キャンプ用品 キャンプ道具 Fieldor フィールドア おしゃれ かんたん 初心者 ビギナー 道具 プライバシー 着替え 休憩 防災 災害時 避難 防災用品 アウトドアグッズ フィールドギア アクセサリー タープ タープテント ワンタッチタープ ワンタッチテント ワンタッチタープテント ワンタッチ 自立式タープ かんたん 組立て 収納バッグ付き 日よけ 日除け 紫外線 uvカット 遮光 遮熱 耐水 日よけ テント 日よけシェード 天幕 自立タープ レジャー 山 海 ビーチ 公園 フェス 屋外イベント イベント イベントテント 集会用テント 店頭 キャンペーン 町内会 屋台 屋外 野外 フェス フリマ フリーマーケット 簡単 カンタン バーベキュー BBQ 運動会 体育祭 クラブ活動 部活動 花見 グランピング 3m 3.0m 300cm 2m 2.0m 200cm 三人用 四人用 五人用 六人用 七人用 3人用 4人用 5人用 6人用 7人用 3名用 4名用 5名用 6名用 7名用 3人 4人 5人 6人 7人

保護者と教職員の会 規約（改定案）



小平市立小平第十三小学校

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 規約

第一条 (名称)

この会は小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会(略称・十三小保教の会)とする。

第二条 (目的)

この会は、常に子どもたちのことを考え、保護者と教職員が互いに学び合い、協力し、家庭・学校・地域における子どもたちのよりよい成長をはかることを目的とする。

第三条 (方針および活動)

1. 学級・学年を基盤とした活動をする。
2. 共に学び合い理解を深め連帯感を育てる。
3. 子どもたちを取り巻く教育環境の改善を図る。
4. 子どもたちに関わる地域活動に参加・協力する。
5. 学校の教育活動に協力する。
6. その他、目的を達成するために必要な活動をする。
7. 会や委員の名で特定の政党や宗教等を支持しない。また、営利を目的とする行為も行わない。

第四条 (会員)

1. この会の会員は、この会の目的と方針に同意するこの学校の児童の保護者と教職員である。
2. 会員はすべて平等の権利を持ち、義務を負う。
3. 会員はすべての会議を傍聴できる。

第五条 (学級委員・運営連絡委員・会計監査および選出管理委員)

1. 学級委員は各学級から2名選出する。運営連絡委員は保護者会員より7名、教職員会員より2名選出する。運営連絡委員の選出方法については細則で定める。
2. 学級委員は、運営委員会に各学級の意見等を出し、運営委員会で決まったことを各学級に持ち帰り報告する。運営委員会で決まった仕事を行う。各学級の親睦会等を手配する。
3. 運営連絡委員は、以下の仕事を分担する。

代表(1名)

この会を代表し、総会・運営委員会を招集し、総会および運営委員会の決定に基づいて会務を行う。

副代表(2名、副校長)

代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

書記(2名、教職員1名)

総会および運営委員会の議事と会の活動を記録し、会員に知らせる。

会計(2名)

会計業務を行い、会計報告をする。

また運営連絡委員は、運営委員会の準備・まとめ・報告・各学年への連絡をする。

4. 運営連絡委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。
5. 会計監査は、前年度の運営連絡委員の2名とし、第1回運営委員会で承認を受ける。(原則として会計をあてる)年度末に監査をし、総会に報告をする。任期は1年とする。
6. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は6名選出し、第1回運営委員会で承認を受け、保護者の運営連絡委員選出に関する事務を行い、その内容については細則で定める。

第六条 (総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成される。
2. 定期総会は、年1回5月に開催する。必要に応じて、臨時総会を開催できる。
3. 総会は、活動報告・活動計画の検討と承認、予算・決算の審議と承認、運営連絡委員・会計監査の紹介、その他の重要事項の審議を行う。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の1/8以上から要求があったときに開催する。

5. 総会は全会員の1/2以上(委任状をふくむ)の出席により成立し、議決は出席会員の過半数とする。総会の議決権は、一世帯一票とする。
6. 総会の議長は、総会に出席した会員の互選により決定する。ただし、学級委員・運営連絡委員・会計監査が議長になることはできない。
7. 書面開催の場合、総会資料と書面表決書を世帯ごとに配布する。全会員の1/2以上の書面表決書の提出により成立し、議決は提出された表決書の過半数とする。

第七条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決、執行機関であり、各学級の学級委員と運営連絡委員と担当の教職員で構成される。
2. 運営委員会は原則として最低年3回(学期1回)開催する。なお、運営連絡委員または学級委員からの要請があり、代表が認めた場合は、臨時に運営委員会を開催することができる。
3. 運営委員会は学級を基盤として、子どもたちを取り巻く状況を話し合い、問題があるときは、そのことについて話し合う。また総会で決定された事項を行う。
4. 活動計画・予算案を立案し、活動報告・決算案等を検討して、総会に提出する。
5. 運営委員会は全委員2/3以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数とする。ただし、体調不良等のやむを得ない事情で欠席をする場合に限り、所定の手順で連絡を行ったときに委任扱いとする。

第八条 (会計)

1. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. この会の予算は、会員の会費でまかなう。
3. 会費は一世帯年額1,000円とする。
4. 保教の会から学校に備品を寄贈等する又は30万円を超える予算の執行を行う場合は会員の周知の上会員の2/3以上の承認を得ること。

第九条 (弔慰規定)

会員もしくは児童に対する弔慰金は、5,000円とする。その他特別な場合(および緊急の場合)は、別途協議、決定をする。

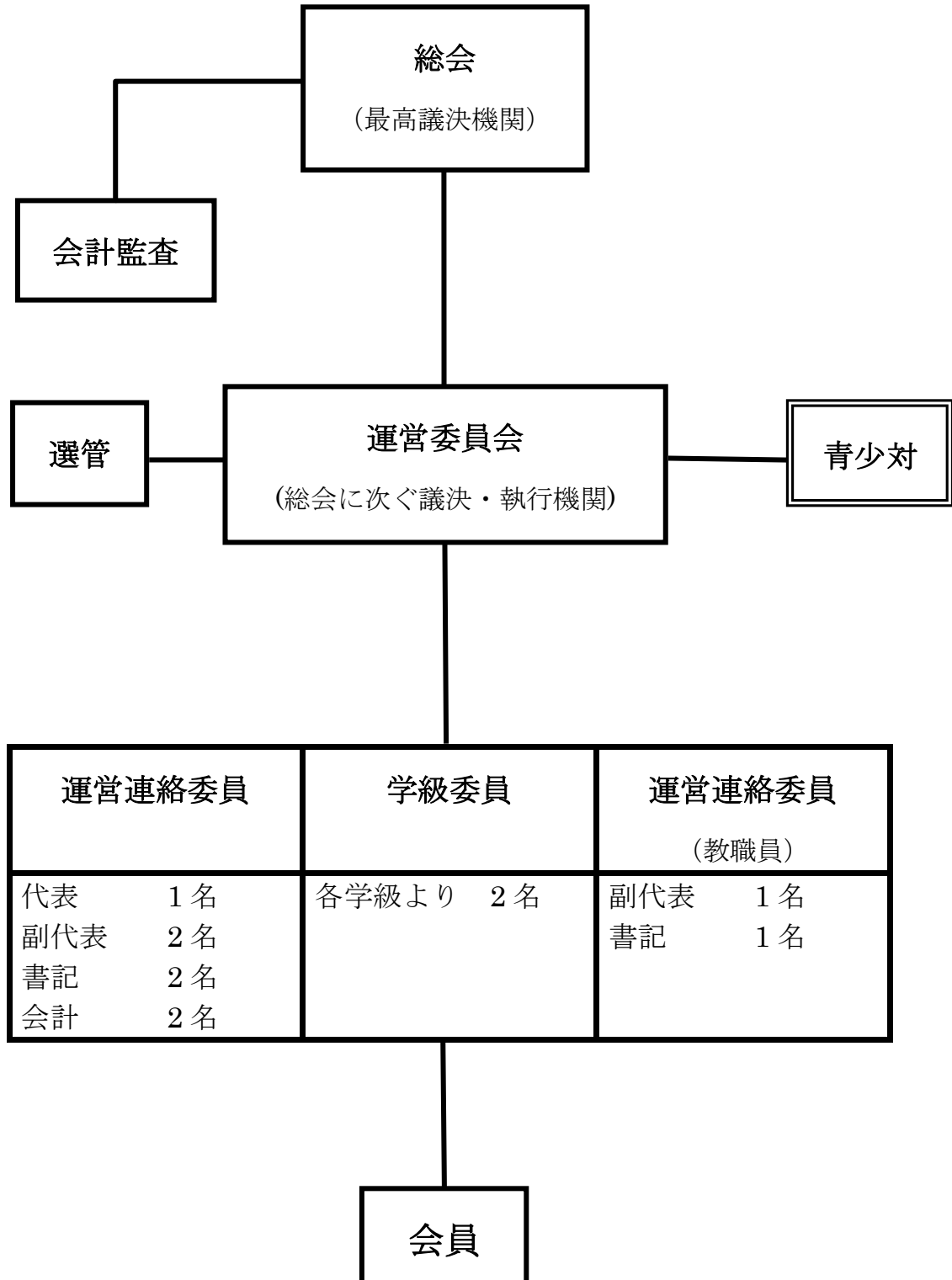
第十条 (個人情報の保護)

1. この会の活動を進めるために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用すること。その詳細は運営委員会に委ねることとする。
2. 会員以外にも活動を周知する場合がある。
3. 会の連絡を会員に効率的に周知するため、連絡業務を学校に委託する。その際、業務委託契約の締結など適切な措置をとることとし、その詳細は運営委員会に委ねる。

付則

- ①この規約は各機関で検討し、総会において変更することができる。
- ②この規約は平成8年4月1日より施行する。
- ③平成12年5月26日 第七条の2 改正
- ④平成13年12月15日 第五条 一部改正、施行細則 追加
- ⑤平成14年5月31日 第一条 第五条 一部改正
- ⑥平成16年3月13日 施行細則5④ 改正
- ⑦平成17年5月6日 第八条の3 改正
- ⑧平成17年9月20日 施行細則6 改正
- ⑨平成22年5月17日 第七条の2 改正、施行細則6 追加
- ⑩平成23年5月16日 第五条の1・3 改正、施行細則+則 一部改正
- ⑪平成28年5月18日 第一条 第五条の5 改正、施行細則 一部改正
- ⑫平成30年5月16日 施行細則5① 改正、施行細則 一部改正
- ⑬令和5年5月19日 第八条の4 追加
- ⑭令和6年5月24日 第六条の7 追加、第七条の5 一部改正
施行細則<運営連絡委員選出規定>5の③ 一部改正
- ⑮令和7年5月●日 第十条 追加

【十三小保教の会】のしくみ



施 行 細 則

<運営連絡委員選出規定>

1. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は本則第五条の規定に従い、次年度の運営連絡委員(以下・運営連絡委員)選出のための活動をする。
2. 選管は、会員に運営連絡委員選出を行うことを知らせ、保護者会員からの自主的な立候補を求め、その結果を公表する。
3. 選管の立会いにより運営連絡委員立候補者は一堂に会して互選会を行い、3月末日までに運営連絡委員を選出する。また、やむをえず互選会を欠席する場合は、成人の代理人を立てる。
4. 役割分担は、選出された運営連絡委員の互選によって決まる。
5. 選管は、運営連絡委員立候補者が定数に満たない場合、次の条件により、各学級から運営連絡委員候補者を選出するよう通知する。
 - ①1年生～5年生の各学級から2名候補者を選出する。ただし、学級から立候補者が出ている場合は、その人数を引いた候補者を選出する。
 - ②選管は、候補者から除外される。
 - ③前年度までの運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事实行委員経験者は候補者となることを辞退する権利を有する。
6. 立候補者と各学級で選出された候補者は、選管の立会いにより一堂に会して互選会を行い、運営連絡委員を選出する。また、やむをえず互選会を欠席する場合は、成人の代理人を立てる。
7. 教職員会員の運営連絡委員は、学校側が定める。
8. 選管は、互選会の結果選出された運営連絡委員を会員に通知する。異議申し立てがなければ、運営連絡委員が承認されたものとする。

<運営連絡委員選出の流れ>

選管(6名)発足

運営連絡委員選出の公示

- ・立候補受付期間を設け、自主的な立候補を求める。
- ・立候補の権利があるのは1～5年生保護者会員と次年度1年生保護者会員
- ・結果を会員に公表する。

【立候補者が7名以上の場合】

【立候補者が7名に満たない場合】

互選会を開く

- ・選管の立会いによる。
- ・立候補者全員が出席する。
- ・欠席の場合は成人の代理人を立てる。
- ・運営連絡委員7名を互選で選出し、役割分担を決定する。

互選会を開く

- ・選管の立会いによる。
- ・立候補者全員と各学級の候補者が出席する。
- ・欠席の場合は成人の代理人を立てる。
- ・運営連絡委員7名を互選で選出し、役割分担を決定する。

互選会の結果を、会員に通知する。

異議申し立てがなければ、承認されたものとする。

運営連絡委員は、総会で紹介される。

＜学級委員の選出方法＞

- ・第1回学級保護者会において、学級委員2名を選出する。
- ・運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事实行委員経験者は免除される。但し、立候補することはできる。

＜運営連絡委員選出管理委員の選出方法＞

- ・第1回学級保護者会において、3年生・5年生から各学級より2名ずつ選管候補者を選出する。選管候補者は学級保護者会後に全員集まり、運営連絡委員立会いのもとで互選により、各学年3名、計6名の選管を選出する。なお、学級数が3学級の場合は、各学級より1名ずつ選管を選出する。
- ・運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事实行委員経験者は免除される。但し、立候補することはできる。
- ・第1回運営委員会で承認を受ける。
- ・承認後、互選により委員長を選出し、運営委員会に報告する。

＜加入申込書について＞

- ・加入申込書は、新1年生の保護者および転入生の保護者に配布・回収する。

＜会費の納入について＞

- ・会費は一括納入とし、納入方法は以下の通りとする。
 - ①会計は、必要事項(会員氏名・児童氏名)を記入する用紙を配布する。
 - ②会員は、用紙に必要事項を記入の上、手持ちの封筒に貼り付け、その封筒で会費を納める。
 - ③会計は、集金後、封筒に領収印を押印の上返却する。
- ・転出入者の会費の納入は次の通りとする。
 - ①4月～9月の転入者は会費の全額を納入する。
 - ②10月～3月の転入者は会費の半額を納入する。
 - ③転出者には会費の返金を行わない。

○卒業まで保管して御利用下さい。

○十三小保教の会の会議など、色々な活動に必ず持参し、参考にしてください。

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 個人情報取扱規則（案）

第一条 （目的）

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会（以下、保教の会と略称）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、委員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びスクールメール、その他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第二条 （責務）

保教の会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第三条 （管理者）

保教の会における個人情報データベースの管理者は、代表とする。

第四条 （取扱者）

保教の会における個人情報データベース取扱者は、教職員、運営連絡委員、選管委員、学級委員、会計監査（以下、委員と略称）とする。

第五条 （秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第六条 （収集方法）

保教の会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第七条 （周知）

個人情報取扱いの方法は、総会資料や学校ホームページ、スクールメールで会員に周知する。

第八条 （利用）

取得した個人情報は、次の目的の達成に必要な範囲内で利用を行うものとする。また、文書送付については、保教の会から学校に対してスクールメールおよび学校ホームページを利用して周知することを依頼することができる。

- （1）会費の集金業務、管理業務
- （2）運営委員会報告書、グループ活動に関連した文書等の送付
- （3）委員、グループ活動等の名簿の作成
- （4）委員選出、並びに委員等の推薦活動
- （5）その他、会に必要な場合

第九条 （利用目的による制限）

保教の会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第十条 （管理）

個人情報は管理者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第十一条 （保管及び持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはパスワードをかけて管理するとともに、OSを最新状態にアップするなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。パスワードの取扱者は、第四条の限りとする。

第十二条 （第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （１）法令に基づく場合
- （２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- （４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第十三条 （第三者提供に係る記録の作成等）

保教の会は、個人情報を第三者（第十二条第一号から第四号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （１）第三者の氏名
- （２）提供する対象者の氏名
- （３）提供する情報の項目
- （４）対象者の同意を得ている旨

第十四条 （第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第十二条第一号から第四号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （１）第三者の氏名
- （２）第三者が個人情報を取得した経緯
- （３）提供を受ける対象者
- （４）提供を受ける情報の項目
- （５）対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第十五条 （情報の開示）

保教の会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、**第三条に定める管理者**が法令沿ってこれに応じる。

第十六条 （漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第十七条 （苦情の処理）

保教の会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第十八条 （改正）

必要に応じて運営委員会において審議し改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第七条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和7年5月●日より施行する。

令和6年11月9日

会員各位

十三小保教の会
代表

北門立ち番の一部変更について

8月に先生方、警察の方、グループの方々で実施して頂いた危険箇所パトロールにおいて、あまいけ駐車場側Ｔ字路付近の危険性を御指摘頂きました。

現在、正門に1名、北門に2名、立ち番を配置しておりますが、北門2名のうち1名を、当該箇所に配置することを検討しております。

この件に関して運営連絡委員でも協議を進めておりますが、皆様にも御意見を伺いたいと思います。なお、年末にはミラー設置予定とのことです。

<当該箇所>

